

○環境省令第三十号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）第一条の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）及び第二十八條の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

環境大臣 中川 雅治

1

汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(汚染土壌処理業の許可の申請)</p> <p>第二条 法第二十二條第二項の申請書(以下「申請書」という。)の様式は、様式第一のとおりとする。</p> <p>2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十七條第一項の許可証の写し</p> <p>七〜十三 (略)</p> <p>十四 申請者が法第二十二條第三項第二号イからトまでに該当しないものであることを誓約する書類</p> <p>十五 申請者が法第二十二條第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員住民票の写し。第十四條第二項第十四号及び第十六條第二項第十二号において同じ。)</p> <p>十六 申請者が法人である場合には、法第二十二條第三項第二</p>	<p>(汚染土壌処理業の許可の申請)</p> <p>第二条 法第二十二條第二項の申請書(以下「申請書」という。)の様式は、様式第一のとおりとする。</p> <p>2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十四條第一項の許可証の写し</p> <p>七〜十三 (略)</p> <p>十四 申請者が法第二十二條第三項第二号イからハまでに該当しないものであることを誓約する書類</p> <p>(新設)</p> <p>十五 申請者が法人である場合には、法第二十二條第三項第二</p>

号ホに規定する役員の住民票の写し

十七 申請者に土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第六条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

十八～二十一 （略）

二十二 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壤の処理に伴つて生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ヌリから㊦までに掲げる物質、令第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ㉒㉓）及び第五条第十六号ロにおいて同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

二十三 法第二十七条第一項に規定する措置（以下「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

号ハに規定するその事業を行う役員の住民票の写し

（新設）

十六～十九 （略）

二十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壤の処理に伴つて生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ヌリから㊦までに掲げる物質、土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。次条第二号及び第五条第十六号ロにおいて「令」という。）第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ㉒㉓）及び第五条第十六号ロにおいて同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

二十一 法第二十七条第一項に規定する措置（第四条第二号ニにおいて「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

二十四 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であつて規則第三十一条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌施設」という。）について法第二十二條第一項の許可を受けた者の当該許可に係る第十七條第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書

- 3 法第二十二條第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第八号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。

第三條 法第二十二條第二項第五号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（令第九條に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）

三〇五 (略)

二十二 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であつて規則第三十一条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌施設」という。）について法第二十二條第一項の許可を受けた者の当該許可に係る第十四條第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書

- 3 法第二十二條第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第八号まで及び第十六号から第二十号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。

第三條 法第二十二條第二項第五号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（令第八條に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）

三〇五 (略)

六 申請者が法第二十二條第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員^ハの氏名及び住所。第十四條第一項第八号及び第十六條第一項第十号において同じ。）

七 申請者が法人である場合には、法第二十二條第三項第二号ホに規定する役員^ハの氏名及び住所

八 申請者に令第六條に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

九 (略)

(届出を要する汚染土壌処理業に係る変更)

第十條 法第二十二條第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 第二條第二項第二十二号に掲げる書類に記載した事項

(汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請)

第十四條 法第二十七條の二第一項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第六による申請書（次項において「譲渡譲受承認申請書」という。）を提出して行うものとする。

一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

(新設)

六 申請者が法人である場合には、法第二十二條第三項第二号ハに規定するその事業を行う役員^ハの氏名及び住所

(新設)

七 (略)

(届出を要する汚染土壌処理業に係る変更)

第十條 法第二十二條第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 第二條第二項第二十一号に掲げる書類に記載した事項

(新設)

つては、その代養者の氏名

二 譲渡及び譲受の日

三 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称

四 汚染土壌処理施設の設置の場所

五 汚染土壌処理施設の種類

六 許可の年月日及び許可番号

七 譲受人が他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合
にあつては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係
る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申
請先の都道府県知事及び申請年月日）

八 譲受人が法第二十二條第三項第二号ニに規定する未成年者
である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

九 譲受人が法人である場合には、役員の名及び住所

十 譲受人に令第六條に規定する使用人がある場合には、その
者の氏名及び住所

2 譲渡譲受承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ
ならない。

一 譲渡及び譲受契約書の写し

二 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受に関
する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若
しくは総社員の同意書

三 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

- 四 譲受人が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- 五 譲受人が他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十七條第一項の許可証の写し
- 六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二條第一項の免許又は同法第四十二條第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、同法第十六條第一項の許可又は当該免許若しくは承認を受けたことを証する書類の写し
- 七 譲受人の汚染土壌処理業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 八 譲受人の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 九 譲受人が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 十 譲受人が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 十一 譲受人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 十二 譲受人が個人である場合には、住民票の写し
- 十三 譲受人が法第二十二條第三項第二号イからトまでに該当

しない者であることを誓約する書類

十四 譲受人が法第二十二條第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

十五 譲受人が法人である場合には、法第二十二條第三項第二号ホに規定する役員 of 住民票の写し

十六 譲受人に令第六條に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

十七 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び譲受人が当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

(汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請)

第十五條 法第二十七條の三第一項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書（次項において「合併承認申請書又は分割承認申請書」という。）を提出して行うものとする。

- 一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 合併又は分割の日
- 三 合併又は分割の方法
- 四 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- 五 汚染土壌処理施設の設置の場所
- 六 汚染土壌処理施設の種類
- 七 許可の年月日及び許可番号

(新設)

- 八 合併又は分割の当事者が他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）
- 九 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該汚染土壌処理業を承継する法人に係る次に掲げる事項
- イ 名称及び住所並びに代表者となる者の氏名
 - ロ 法第二十二條第三項第二号ホに規定する役員となる者の氏名及び住所
 - ハ 令第六條に規定する使用人となる者がある場合には、その者の氏名及び住所
- 2 合併承認申請書又は分割承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 合併契約書又は分割契約書の写し
 - 二 合併又は分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書
 - 三 合併又は分割の当事者が他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十七條第一項の許可証の写し
 - 四 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該汚染土壌処理業を承継する法人が法第二十二條第一項の許可を受けた者で

ない法人である場合には、当該法人に係る定款又は寄附行為及び登記事項証明書

五 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壌処理業を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

ロ 汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

ハ 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、当該埋立をする権利を承継したことを証する書類の写し

ニ 汚染土壌処理業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

ホ 汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ヘ 法第二十二条第三項第二号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類

ト 法第二十二条第三項第二号ホに規定する役員となる者の住民票の写し

チ 令第六条に規定する使用人となる者がある場合には、そ

の者の住民票の写し

- リ 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

(汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請)

第十六条 法第二十七条の四第一項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第八による申請書(次項において「相続承認申請書」という。)を提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び死亡時の住所
- 三 被相続人の死亡の日
- 四 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- 五 汚染土壌処理施設の設置の場所
- 六 汚染土壌処理施設の種類
- 七 許可の年月日及び許可番号
- 八 申請者が他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号(同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日)
- 九 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所
- 十 申請者が法第二十二條第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

(新設)

- 十一 申請者に令第六条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- 2 相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請者の被相続人との続柄を証する書類
 - 二 申請者以外に相続人があるときは、その者の申請に対する同意書
 - 三 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
 - 四 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
 - 五 申請者が他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十七條第一項の許可証の写し
 - 六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二條第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、申請者が当該埋立の権利を承継したことを証する書類の写し
 - 七 申請者の汚染土壌処理業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - 八 申請者の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 九 資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十 申請者の住民票の写し

十一 申請者が法第二十二條第三項第二号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類

十二 申請者が法第二十二條第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

十三 申請者に令第六條に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

十四 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払いが可能であることを説明する書類

(汚染土壌処理業の許可証の交付等)

第十七條 都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により許可をしたとき、法第二十三條第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき、又は法第二十七條の二から第二十七條の四までの規定により承認をしたときは、様式第九による許可証（次項及び第三項において単に「許可証」という。）を交付するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、様式第十による申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。

3～4 (略)

(汚染土壌処理業の許可証の交付等)

第十四條 都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により許可をしたとき、又は法第二十三條第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第六による許可証（次項及び第三項において単に「許可証」という。）を交付するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、様式第七による申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。

3～4 (略)

様式第一 (第二十条第一項関係)

(第1面)

汚染土壌処理業許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第22条第1項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請者の事務所の所在地					
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称					
汚染土壌処理施設の設置の場所					
汚染土壌処理施設の種類の					
汚染土壌処理施設の構造					
汚染土壌処理施設の処理能力					
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態					
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)及び許可番号(申請中の場合は申請年月日)	<table border="1"> <tr> <td>都道府県知事(市長)</td> <td>許可番号(申請年月日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	都道府県知事(市長)	許可番号(申請年月日)		
都道府県知事(市長)	許可番号(申請年月日)				
汚染土壌の処理の方法					
セメントの品質管理の方法(セメント製造施設に限る。)					
保管設備の場所及び容量					
申請者					
(個人である場合)					
(ふりがな) 氏 名	生年月日 住 所				
(法人である場合)					
(ふりがな) 名 称	住 所				

様式第一 (第二十条第一項関係)

汚染土壌処理業許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第22条第1項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請者の事務所の所在地					
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称					
汚染土壌処理施設の設置の場所					
汚染土壌処理施設の種類の					
汚染土壌処理施設の構造					
汚染土壌処理施設の処理能力					
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態					
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)及び許可番号(申請中の場合は申請年月日)	<table border="1"> <tr> <td>都道府県知事(市長)</td> <td>許可番号(申請年月日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	都道府県知事(市長)	許可番号(申請年月日)		
都道府県知事(市長)	許可番号(申請年月日)				
汚染土壌の処理の方法					

様式第三 (第十一 条第一 項関係)

汚染土壌処理業に係る変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名 印

汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第23条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日 許可番号
変更の内容	<input type="checkbox"/> 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第3条各号に規定する事項（ <input type="checkbox"/> 同令第2条第2項第23号に掲げる書類に記載した事項）
	変更前
	変更後
変更の理由	
変更のための工事の着工年月日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 3 汚染土壌処理業に関する省令第3条第6号から第8号までに掲げる事項を変更する場合にあっては、氏名（ふりがな）、生年月日及び住所を記載すること。

様式第三 (第十一 条関係)

汚染土壌処理業に係る変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名 印

汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第23条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日 許可番号
変更の内容	<input type="checkbox"/> 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第3条各号に規定する事項（ <input type="checkbox"/> 同令第2条第2項第21号に掲げる書類に記載した事項）
	変更前
	変更後
変更の理由	
変更のための工事の着工年月日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第六（第十四条第一項関係）

（第1面）

汚染土壌処理業 譲渡及び譲受 承認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
（市長）

譲渡人 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあつては、その代表者の氏名

譲受人 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定により、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲 渡 及 び 譲 受 の 日	年 月 日
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚 染 土 壌 処 理 施 設 の 種 類	
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあつては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県知事（市長） 許可番号（申請年月日）

（新設）

第2面)

譲受人		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
法定代理人(譲受人が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	(ふりがな) 代表者の氏名	住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
法第22条第3項第2号ホに規定する役員(譲受人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

(第3面)

令第6条に規定する使用人(譲受人に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第七（第十五条第一項関係）

（第1面）

合併・分割承認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
（市長）

申請者 名称及び住所並びに代表者の氏名 印

申請者 名称及び住所並びに代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定により、合併又は分割について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

合併又は分割の日	年 月 日
合併又は分割の方法	
汚染土壤処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壤処理施設の設置の場所	
汚染土壤処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
他に汚染土壤処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県知事（市長） 許可番号（申請年月日）
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により汚染土壤処理業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者となる者の氏名	

（新設）

(第2面)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該汚染土壌処理施設を承継する法人において、役員となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該汚染土壌処理施設を承継する法人において、令第6条に規定する使用人となる者（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第八 (第十六条第一項関係)

(第1面)

相続承認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名及び住所 印

土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定により、相続について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

被相続人との続柄							
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所						
被相続人の死亡の日							
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称							
汚染土壌処理施設の設置の場所							
汚染土壌処理施設の種類							
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号						
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事(政令で定める市においては市長)及び許可番号(申請中の場合は申請年月日)	<table border="1"> <tr> <td>都道府県知事(市長)</td> <td>許可番号(申請年月日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	都道府県知事(市長)	許可番号(申請年月日)				
都道府県知事(市長)	許可番号(申請年月日)						

(新設)

(第2面)

申請者以外に相続人があるときはその者		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

法定代理人(申請者が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合)		
〈個人である場合〉		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

〈法人である場合〉		
(ふりがな) 名 称	(ふりがな) 代表者の氏名	住 所

役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

令第6条に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
3 この申請書は、被相続人の死亡後80日以内に提出すること。

様式第九 (第十七条第一項関係)

許可番号 第 _____ 号

汚染土壌処理業許可証

住所

氏名
(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

第22条第1項 第27条の2第1項
 第23条第1項 の許可又は第27条の3第1項の承認を受けた者であることを証する。
 第27条の4第1項

都道府県知事 _____ 印
(市長)

許可の年月日	
許可の有効期限	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
変更の内容	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第十 (第十四条第一項関係)

許可番号 第 _____ 号

汚染土壌処理業許可証

住所

氏名又は名称
(法人にあってはその代表者の氏名)

第22条第1項 第23条第1項
 第23条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

都道府県知事 _____ 印
(市長)

許可の年月日	
許可の有効期限	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
変更の内容	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第十（第十七条第二項関係）

汚染土壌処理業許可証の書換え申請書
再交付

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあつては、その代表者の氏名

汚染土壌処理業許可証の書換え又は再交付について、汚染土壌処理業に関する省令第17条第2項の規定により、次のとおり申請します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
書換えの場合にあつては、記載事項の変更の内容		
再交付の場合にあつては、その理由		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第七（第十四条第二項関係）

汚染土壌処理業許可証の書換え申請書
再交付

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあつては、その代表者の氏名

汚染土壌処理業許可証の書換え又は再交付について、汚染土壌処理業に関する省令第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
書換えの場合にあつては、記載事項の変更の内容		
再交付の場合にあつては、その理由		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

附 則

この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。